

淀川左岸水防事務組合水防協力団体指定要領

1 趣旨

この要領は、水防団員数の減少、サラリーマン化による実際に出務出来ない水防団員の増加並びに市民及び市民団体が自主的に災害救援活動に取り組む動きの活発化など、近年の水災害防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえて、水防団が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力することを目的に、水防法（以下、「法」という）に基づき水防協力団体の指定に関し必要な事項を定めるものである。

2 水防協力団体の要件（法第 36 条第 1 項関係）

水防協力団体は法第 36 条に基づき、法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営会計に関する事項、その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有し、次項に規定する業務を确实かつ適正に行うことができると認められる者とする。

3 水防協力団体の業務（法第 37 条関係）

水防協力団体は、次の業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者の所管下にある水防団が行う水防活動と調和を図る。

- (1) 水防団が行う水防上必要な巡視、警戒その他水防活動に協力すること。
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- (3) 水防に関する情報又は資料を収集し、提供すること。
- (4) 水防に関する調査研究を行うこと。
- (5) 水防に関する知識の普及、及び啓発を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

4 水防協力団体の申請方法（法第 36 条第 1, 3 項関係）

- (1) 水防協力団体の要件を満たす者で淀川左岸水防事務組合水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者（大阪市長）に「淀川左岸水防事務組合水防協力指定申請書」（様式 1）に「水防協力団体活動業務計画書」（様式 2）及び「水防協力団体組織体制一覧

表(連絡先)」(様式任意)を添えて、2部提出する。

- (2) 水防協力団体の住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制を変更する場合も同様とする。
- 5 水防協力団体の指定(法第36条第2・4項関係)
- (1) 水防管理者(大阪市長)は前項の申請があれば、業務を適正かつ確実に遂行出来ると認める場合は、水防協力団体として指定することが出来る。
 - (2) 水防協力団体に指定したときは、当該団体に「淀川左岸水防事務組合水防協力団体認定書」(様式3)を交付するとともに、当該団体の名称、住所、事務所所在地を公示する。
 - (3) 当該団体の名称、住所、事務所の所在地の変更があったときは当該届け出にかかる事項を公示する。
- 6, その他
- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整しその都度改訂する。
 - (2) その他この要領の実施に必要な事項については、管理者が別途定める。

附則；この要領は、平成28年4月1日から施行する。

様式 1

淀川左岸水防事務組合水防協力団体指定申請書

平成 年 月 日

淀川左岸水防事務組合
管理者大阪市長

様

住所

(事業所所在地)

団体の名称

代表者氏名

㊟

水防法第 36 条第 1 項及び淀川左岸水防事務組合水防協力団体指定要領第 4 に
基づき、淀川左岸水防事務組合水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防
協力団体活動業務計画書」及び「水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」を添え
て申請します。

様式2 水防協力団体協力活動業務計画書

水防協力団体協力活動業務計画書

下記の淀川左岸水防事務組合の実施する水防活動に協力します。

記

※ご協力いただける項目の番号に○印を記入してください

I 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力

- 1 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援
- 2 災害時における小さな子供やお年寄りなどの災害時要援護者の救護
- 3 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報
- 4 災害時における住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援

II 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供

具体的な資器材の種類・数量及び保管場所等

[]

III 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供

- 1 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視
- 2 災害時における河川水位状況、雨量、強風状況などの情報連絡

IV 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究

- 1 市（町）が作成する洪水ハザードマップの配布

V 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発

- 1 実体験等に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習

VI 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等

- 1 水防団が開催する水防演習への参加
- 2 住民の避難訓練の実施

◎その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。

[]

様式3

淀川左岸水防事務組合水防協力団体認定書

平成 年 月 日

住所

(事業所所在地)

団体の名称

代表者氏名

様

淀川左岸水防事務組合

管理者 大阪市長

水防法第36条第1項及び淀川左岸水防事務組合水防協力団体指定要領第5の規定に基づき、貴団体を淀川左岸水防事務組合水防協力団体に指定します。

淀川左岸水防事務組合水防協力団体活動報告書

平成 年 月 日

淀川左岸水防事務組合
管理者大阪市長

様

住所
(事業所所在地)
団体名

代表者名
(担当 :)
Tel

印

別紙の通り、水防活動を実施しましたので提出します。